

ドイツシェパード犬協会（SV）における性格審査実施規定

2025 年版

目次

- I. 総則
- II. 審査の進行
- III. 技術設備（運営）
- IV. 準備事項
- V. 用具／備品
- VI. 各カテゴリーの実施細則
- VII. 性格審査の中断
- VIII. 国外における性格審査

I. 総則

改訂および補足

この性格審査実施規定では、試験規定に記載されていないすべての指示事項および規定が定められている。

本実施規定の改訂および調整の責任は、性格審査担当官および繁殖委員会の同意を得た上で、SV 理事会が負うものとする。

II. 審査の進行

- ・各ステーションの実施順序は厳守されなければならない。

III. 技術設備（運営）

Durchführungsbestimmungen zur Wesensbeurteilung

- ・開催地のオルツグルッペ (OG) は、性格審査の運営にあたり、Windows 10 を搭載したパソコンとプリンターを準備しなければならない。
 - ・ソフトウェアおよび参加者と犬に関するデータは、申込締切後に SV 本部 (HG) から提供される。
-

IV. 準備

- ・ランドスグルッペ (LG) は、必要に応じて追加の審査員を派遣したり、短時間で追加日程を設定することができる。
-

V. 用具／装備 (Equipment / Ausstattung)

すべてのカテゴリーの進行手順については、実施細則に記載されている (第 VI 章を参照)。

カテゴリー1 : 無邪気さの確認 (Unbefangenheit)

カテゴリー2 : 社会的行動 (Sozialverhalten)

カテゴリー3 : 音への反応性 (Geräuschempfindlichkeit)

カテゴリー4 : 動作の安定性 (Bewegungssicherheit)

カテゴリー5 : 遊びおよび獲物への本能 (Spiel und Beutetrieb)

カテゴリー6 : 負荷下での遊び (Spiel unter Belastung)

カテゴリー7 : 基本性格 (Grundwesen)

VI. 実施細則／各カテゴリーの進行

以下に、現在有効な性格審査の進行規定を記載する。

- ・ 性格審査は原則として屋外で実施される。
- ・ 全カテゴリーで使用される形容詞は常に以下の点を基に再検討されるべきである：
- ・ 各演習がどのような遺伝的要素を評価するものか
- ・ その評価がどのように行われるか
- ・ 使用される形容詞が、文脈内でどれだけ有効であるかを踏まえて定義される必要がある。
- ・ 形容詞は選択肢の一部として扱われ、各カテゴリーごとに審査員が使用できるのは2～3語までとする。

「備考」欄には、犬に関する記載として、たとえば疾病など特別な事情がある場合を除き、追加の記述は認められない。

カテゴリー1：無邪気さの確認

演習 1～3

犬は、ハンドラーだけでなく、他者（例えば審査員や審査補助者）によって身体のさまざまな部位に触れられても問題なく対応できなければならない。

演習 1：個体識別の確認（ID コントロール）

- ・ チップリーダーで ID 番号が読み取れない犬は、性格審査に参加することができない。

この中断は「不参加」として扱われる。

演習 2 : 歯の確認

- ・犬はリードをつけた状態で、自由かつ自然に立っていなければならない。

演習 3 : 計測プラットフォーム上での測定

カテゴリー2 : 社会的行動

演習 4~6

このカテゴリーでは、犬と人との相互作用について評価される。具体的には、人の集団内での反応、個別の人物とのやり取り、および同種の犬との遭遇時の様子が審査対象となる。

演習 4 : 犬とハンドラーとの関係

演習 5 : 人の集団内での振る舞い

演習 6 : 見知らぬ犬との遭遇

カテゴリー3 : 音への反応性

演習 7~9

このカテゴリーでは、犬がさまざまな音刺激に対してどのように反応するかが評価される。たとえば、モーター音やガラガラ音（鉄の鎖が金属板に落ちる音）などの音源に加え、最大の負荷要素として発砲音テストも実施される。

演習 7 : 音源「チェーンソー（刃なし）」

Durchführungsbestimmungen zur Wesensbeurteilung

- ・ハンドラーは、指定された位置（音源から約 15 メートル離れた場所）に移動し、リードを緩くつけた状態で犬とともに静かに立つ（犬も静かに立っていないといけない）。犬の視線は音源ではなく審査員（性格審査担当者）の方を向いていること。
- ・ハンドラーが犬を音源に近づける際、軽い口頭での補助は許されている。

演習 8 : 音源「金属チェーン」

演習 9 : 発砲音耐性の評価

- ・犬は、リードを緩くつけた状態で、ハンドラーの隣に静かに立っていないといけない。
- ・犬の視線は審査員（性格審査担当者）の方を向いていること。
- ・約 15 歩の距離から、6mm の空砲を使用したスタートピストルにより 2 発の発砲が、5 秒間隔で行われる。この際、犬は無関心な態度で対応することが求められる。

カテゴリー4 : 動作の安定性

演習 10~12

このカテゴリーでは、犬が不安定な足場（揺れるテーブル）での動作安定性および遊び意欲、さらに動作の安定性（高所に対する敏感さ）について評価される。

演習 10a : 揺れるテーブルへの登り

演習 10b : 揺れるテーブル上での安定姿勢

- ・モチベーション用具は、犬の注意を引かないようにできるだけ配慮しつつ、担当者からハンドラーへ手渡される。

- ・ テーブルの表面には、滑り止め加工などの処理をしてはならない（カテゴリ4の用具に関する規定を参照）。
- ・ 犬が座る姿勢をとることは禁止されている。

演習 11：揺れるテーブル上での獲物への意識（獲物目標）

- ・ 演習 10b が終了した後、ハンドラーはモチベーション用具を担当者へ返却する。

演習 12：昇降／高所に対する敏感さ

高所への反応（高さに対する敏感さ）を確認するため、6台の一般的なビアテーブル（長さ220cm、高さ75cm、幅約70cm）を使用する。安定性が不十分な場合は、ペグまたはU字鋼を用いて各テーブルを個別に地面に固定する。

- ・ テーブルは地面にしっかり固定されていなければならない。安定性が不十分な場合には、U字鋼などで固定する。滑り止めシートや塗装などの滑り止め加工は、昇降部を除き禁止とする。
- ・ テーブル4と5の間には、約10cmの間隔（すき間）を設けなければならない。

カテゴリ5：遊びおよび獲物への本能（第1部）

演習 13～15

このカテゴリでは、犬がハンドラー（所有者）とどのように遊ぶか、または見知らぬ人物（補助者）とどのように遊ぶか、および遮蔽された獲物に対する犬の集中度（Finderwille＝探索意欲）が評価対象となる。

演習 13：ハンドラーとの遊び

演習 14 : 補助者 (アシスタント) との遊び

演習 15 : Finderwille (獲物探索意欲)

通気穴のあるプラスチック製の果物箱などを使用し、最低 2 本、できれば 4 本のペグで箱を地面に固定する。

- ・ハンドラーは犬と遊んだあと、モチベーション用具を持って、あらかじめ準備され地面に固定された果物箱へ向かう (距離は約 15 メートル)。そして、モチベーション用具をその箱の下に置く。
- ・モチベーション用具を箱の下に置いた後、箱は再びすべてのペグでしっかりと固定されなければならない。

カテゴリ 6 : 負荷下での行動 (滑りやすい床)

演習 16 および 17

このカテゴリでは、犬の滑りやすい床での動き (運動機能)、遊び・探索・発見への意欲、および音刺激に対する耐性が、屋内の滑りやすい床の空間で評価される。

評価対象には、以下が含まれる :

- ・ 遊び意欲
- ・ 音に対する耐性
- ・ 音に対する敏感さ
- ・ 姿勢 (ボディポスチャー)
- ・ 表情 (外的表現)

演習 16 : 滑りやすい床面での動作安定性

演習 16a : 音に対する反応

演習 17 : 滑りやすい床面での遊びおよび獲物への意欲

演習 17a : 獲物意識 (Finderwille)

カテゴリー7 : 孤立および人物接近時の行動

演習 18

係留されて単独で残された犬がどのように行動するか、また見知らぬ人物が接近してきた際にどのように反応するかを評価する。

演習 18a : 孤立状態での行動

演習 18b : 見知らぬ人との遭遇

VII. 性格審査の中断 (Abbruch Wesensbeurteilung)

審査員は、性格審査全体を通じて、審査を中断する権限を有する。具体的には、犬が一定の時間内にハンドラーによって制御不能な状態である場合、または犬の制御ができないことにより、次の演習に適切なタイミングで進むことができない場合に、中断が判断される。

血統書への記載 :

「基本的服従の欠如による中断」と記載され、血統書第 1 ページにはスタンプを押さない。この性格審査は、2 回まで認められる審査機会のうちの 1 回として扱われる。

疾病 :

犬の負傷または疾病により、審査員（性格審査担当者）が犬の福祉を最優先に判断して性格審査を中断した場合、その事実は審査評価用紙の「備考欄」に記

Durchführungsbestimmungen zur Wesensbeurteilung

録され、SV 本部（HG）に提出される。犬の責任によらない疾病が、審査中あるいは部門間の移行中に発見されることもある。この際、獣医師の診断書は受理されない。審査を中断するかどうかの判断は、常に犬の福祉を最優先とした上で、性格審査員の裁量に委ねられる。

血統書への記載：

疾病による中断は、血統書の第 4 ページに記録され、第 1 ページにはスタンプを押さない。この審査は「不参加」として扱われる。犬が回復した後、再挑戦は 2 回まで可能である。犬は、次に可能な日程で再受験することができる。ただし、再受験時点で犬がすでに 13 か月齢を超えている場合は、3 か月以内であれば特別許可（Sondergenehmigung）なしで再受験可能である。それ以降は、有料の特別許可（Sondergenehmigung）が必要となり、繁殖台帳部門の承認を受けなければならない。

過負荷（Überforderung）：

犬の福祉を考慮して（例：過負荷の兆候が見られた場合など）、性格審査が審査員により中断された場合、その旨は審査評価用紙の備考欄に記録され、SV 本部に提出される。

血統書への記載：

「過負荷による中断」は第 4 ページに記録し、第 1 ページにはスタンプを押さない。この性格審査は、2 回まで認められる審査機会のうちの 1 回として扱われる。

恐怖・攻撃性・発砲音への不適應（Angst, Aggression, Schuss）：

犬が恐怖・攻撃行動あるいは発砲音に対して明らかな問題行動を示したために性格審査が中断された場合、再挑戦は 1 回のみ許可される。

血統書への記載：

中断理由を第 4 ページに記録し、第 1 ページにはスタンプを押さない。

失格 (Disqualifikation) :

不正の意図があると審査員が判断した場合、参加者は「失格」としてそれ以降の審査から除外される（例：スポーツマンシップに反する行為など）。この性格審査は、2回まで認められる機会のうちの1回として扱われる。

血統書への記載 :

「失格による中断」の理由を第4ページに記録し、第1ページにはスタンプを押さない。

VIII. 国外における性格審査

試験規定「I. 総則」第6項「審査日および申込」に定められている規定にかかわらず、各国で週末の定義が異なることを考慮し、国外では平日に性格審査を実施することも可能である。